

【主な改正内容】

○要綱（本文） 削除

（補助の要件）第5条第10項

- ・又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等）

（削除理由
間接補助の場合、県税完納情報提供事務処理を行えないため。）

- ・間接補助金の交付に当たっては事業実施主体において県税の滞納がないことを確認すること。

（削除理由
事業実施主体からの納税書または申立書の提出が補助条件にあるため。）

○ 別表第1（第3条関係）追加及び改訂

- ・事業内容 「モノレールの敷設」 を追加

（追加理由
作業道の整備では、モノレール敷設は対応できないため。）

- ・補助対象経費 「茶園管理機用トレーラー」 を追加

（追加理由
補助対象経費に茶園管理機用トレーラーがないため。）

- ・表外の注意事項を改訂

（旧）

- 3) 事業実施主体のうち生産者若しくは茶生産法人については、受益者が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であることを確認

（新）

- 3) 事業実施主体及びその経営している農地が目標地図に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること

（改定理由
原則、令和8年度から補助事業対象者の経営する農地（現況農地）は、地域計画の目標地図に載っていることが要件となったから（サービス事業体、共同利用施設は除く）。

○ 別記 第1号様式(第4条関係) 削除

別紙2

2) 実施する茶園が借地の場合

- ・利用権を設定すること。なお、利用権の申請予定であれば対応可能とし、事業完了までに利用権を設定すること。
- ・また、耕作者が販売権まで有している「特定農作業受委託」の書面契約でも可能。

削除理由

原則、令和8年度から補助事業対象者の経営する農地（現況農地）は、地域計画の目標地図に載っていることが要件となったから（サービス事業体、共同利用施設は除く）。